

◆北海道芸術学会学会誌『北海道芸術論評』投稿規定◆

北海道芸術学会学会誌『北海道芸術論評』に掲載する原稿を募集いたします。

投稿資格	北海道芸術学会会員
投稿内容	「作品」「研究論文」、または「芸術に関する実践報告」「創作ノート」「研究ノート」「展覧会評」「演奏会評」「書評」、または「アートの軌跡」等。ただしいずれも他誌に未発表の原稿とする。
執筆要項	いずれの内容区分においても、文字数の制限はとくに設けない。ただし、当該の号の編集の都合に応じて、編集委員会より分割掲載等の方法を提案する場合がある。理由は、投稿者の要望に柔軟に対応し、投稿数の増加および内容の充実を図るため。  ※原稿はプリントアウトしたものに加え、添付ファイル等の電子データで提出すること。なお原稿は返却しない。
採択	原稿の採択は、別に定める編集委員会がその任に当たる。
締切	毎年6月末日
原稿送付先	〒060-0810 札幌市北区北10条西7丁目 北海道大学大学院 文学研究院 芸術学研究室 北海道芸術学会事務局 asa[at]let.hokudai.ac.jp（事務局 担当：浅沼敬子北大准教授） ※[at]を@に変えてください。

◆北海道芸術学会学会誌『北海道芸術論評』編集委員会規定◆

1. 北海道芸術学会学会誌『北海道芸術論評』の編集・審査等に関する業務のために編集委員会を設ける。
2. 編集委員会は、北海道芸術学会委員の互選によって選出する。
3. 編集委員会は、投稿原稿の査読および厳正なる審査を行い、採択の可否を判定する。
4. 編集委員会は、投稿内容に相応しい査読者を委嘱し、その査読評価を判定の参考とすることができる。
5. 編集委員会は、北海道芸術学会が取り上げるに相応しい記事の立案、企画、掲載を行い、編集委員会での合意にもとづいて同学会内外の人物やグループに記事作成への協力を求めることができる。